

奥州市空き家等管理サービス事業者登録制度要領

(目的)

第1条 この要領は、市が空き家等を管理するサービスの提供を行う事業者等（以下「事業者」という。）の登録名簿を作成し、登録情報を空き家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に紹介することにより、所有者等による空き家等の適切な管理を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「空き家等」とは、現に居住その他の使用がなされていない建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）であって、市の区域内に存するものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(登録の対象)

第3条 登録することのできる事業者は、次のいずれにも該当する法人、団体又は個人事業主とする。

- (1) 市内に営業所を置く者であること。
- (2) 法令、条例等の規定により許可、認可、届出等（以下「許可等」という。）を必要とする業務にあつては、当該許可等を受けている者であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 役員又は事業所の代表者が、奥州市暴力団排除条例（平成27年3月11日条例第20号）第2条3号に規定する暴力団員等でないこと。

(サービスの種類)

第4条 事業者は、次に掲げる空き家等を管理するサービス（以下「サービス」という。）のうち、1以上のサービスを行うものとする。

- (1) 空き家等の内外の点検
- (2) 空き家等の換気及び通水
- (3) 空き家等の敷地内の除草又は樹木の剪定
- (4) 空き家等の小修繕
- (5) 空き家等の家財の処分
- (6) その他空き家等の適切な管理に関すること

(登録申請)

第5条 登録を受けようとする事業者は、奥州市空き家等管理サービス事業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業者の定款等の写し
- (2) 提供するサービスの内容及び料金を示した書類
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) 本市の市税の滞納がない証明書
- (5) 許可等を必要とする業務にあつては、当該許可等を受けていることを証明する書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(登録決定)

第6条 市長は前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、登録を決定するときは、奥州市空き家等管理サービス事業者登録決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録の決定を受けた事業者を奥州市空き家等管理サービス事業者名簿に登録し、当該名簿を公表するものとする。

(登録内容の変更及び廃止)

第7条 登録の決定を受けた事業者は、第5条の規定により申請した内容に変更が生じたとき、又はサービスを廃止するときは、速やかに奥州市空き家等管理サービス事業者登録変更・廃止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(登録名簿からの除外)

第8条 市長は登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録名簿から除外することができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) サービスの提供にあたり政治活動、宗教活動又は公益を害する活動をしたとき
- (3) 登録内容に虚偽があったとき
- (4) 誓約事項に違反したとき
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

(平成29年9月20日決裁)